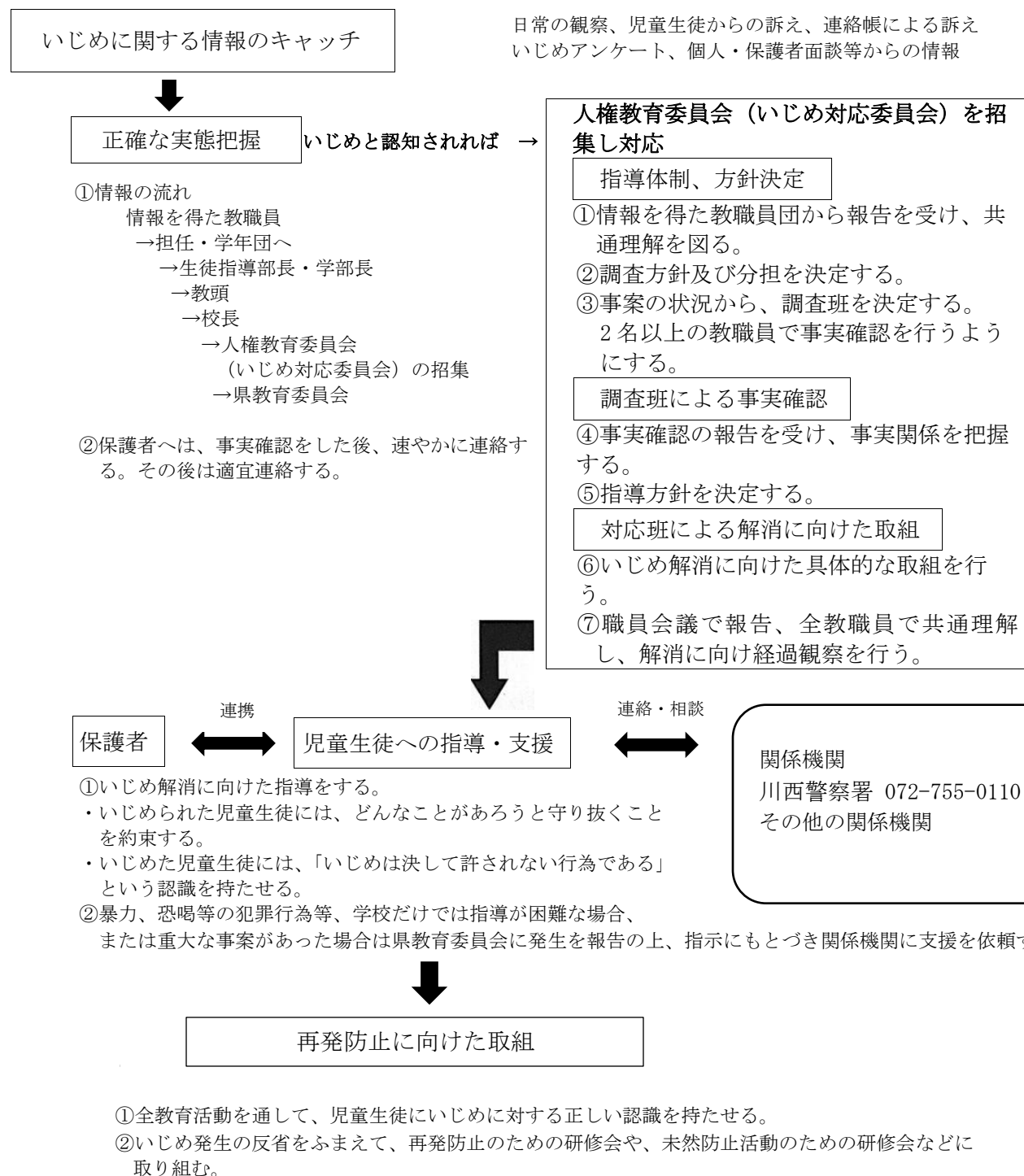


いじめ組織的対応



※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに県教育委員会へ報告した上で、警察等の関係機関へ報告する。
- ②県教育委員会の判断、指導、助言のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事後解決にあたる。
- ③いじめを受けた児童生徒及びその保護者に情報を適切に提供する。
- ④関係者の個人情報に十分配慮し、必要に応じて当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ⑤マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

※ネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちが分かりにくく、いじめがエスカレートしやすい上に、広範囲に広がる危険性がある。

①児童生徒に、ネットに関する正しい知識を提供する。

②書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の傷害など別の犯罪につながる可能性があることを理解させる。

③誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。また、悪質なものは警察に検挙されることなどを生徒に認識させる。